

最高裁判所第2小法廷 今井功裁判長 殿

2009年 月 日

葛飾ビラ配布弾圧事件 無罪判決要請署名

貴法廷で審理されている葛飾ビラ配布弾圧事件について、東京高裁の有罪判決をただし、荒川庸生あらかわようせいさんに再び無罪判決をされるよう、要請するものです。

荒川さんは2004年12月23日の午後2時過ぎ、オートロックのない分譲マンションのドアポストに丁寧にビラを配布していました。配布したのは、日本共産党の葛飾区議団だより、東京都議団ニュース、葛飾区民を対象とした区民アンケートと返信用封筒の4種類のビラでした。これらのビラは、区民と区政を結ぶ大切なパイプとして歓迎され、区民生活の改善に役立てられています。

一審の東京地裁は、ドアポストへの投函を刑事処罰の対象と見るような社会通念は確立していない。立ち入り行為は正当な理由があり、住居侵入罪は成立しないと無罪判決を行いました。ところが東京高裁は「憲法21条1項が保障する表現の自由は、民主的過程の維持等のために必要欠くべからざる基本的人権であり、最大限保障されることが憲法上要請されている」としながら、その「制限を是認する」として誤った憲法判断を行ったうえで、事実関係には全く無関心に、悪意を持って罰金5万円の逆転有罪としたのです。

最高裁判所は「憲法の番人」といわれています。貴第2小法廷が、最高裁としての任務を果たすためにも慎重で公正な審理を行い、再び無罪判決をされるよう要請します。

氏名	住所	カンパ

葛飾ビラ配布弾圧事件 ビラ配布の自由を守る会
〒124-0011 葛飾区四つ木 5-2-12-202 平和センター内 Tel03-3826-0252

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可